

相続登記

抵当権の抹消

会社・法人の設立

役員変更

などの

登記手続案内は、**予約制**です！

予約の上、ご利用ください。

窓口における対面による手続案内に加えて、「ウェブ」又は「電話」による登記手続案内をご利用いただくことで、釧路地方法務局にお越しいただくことなく、自宅にいながらパソコンやスマートフォンの画面をご覧いただきながら又は電話により登記手続に関する説明をお聞きいただくことができます。

◇ パソコン及びスマートフォンから予約される方は、こちらから  
(予約専用サイトは、24時間受付可能です。)

<https://www.legal-ab.moj.go.jp/houmu-cew-u/> または



◇ 電話から予約される方は、こちらから

本局	0154-31-5021	予約受付時間（祝日・年末年始を除く） 月～金 9：30～16：30 （正午から午後1時までを除く） 手続案内は、本局の担当者が対応します。 （登記申請は、各管轄法務局になります）
北見支局		
帯広支局	0155-24-5837	
根室支局	0153-23-4874	
中標津出張所	0153-73-1212	

登記申請書の作り方は、法務局ホームページでご案内しています。

ホームページの申請書様式及び作成方法をご覧になった上で、ご不明な点がありましたら、「登記手続案内」をご利用ください。

不動産の登記申請手続へ

<http://houmukyoku.moj.go.jp/homu/touki1.html>

会社・法人の登記申請手続へ

<http://houmukyoku.moj.go.jp/homu/touki2.html>



釧路地方法務局

# 登記手続案内をご利用の皆様

## ご利用は 20分以内

1回のご利用は、20分以内です。  
20分を過ぎると、次の案内に支障が出てしまいますので、そこで終了します。

## 見本をお渡しします

法務局のホームページに掲載している代表的な申請書類の様式を準備しています。  
手続案内では、申請書類等にどのような記載が必要かを説明します。

## ご自身で作成してください

申請書類等の書き方について説明しています。  
係員が申請書類等に手を加えたりすることはできません。  
申請書類等は、案内後、ご自宅等にてご自身で作成してください。

## 作成が難しい方は

時間に制約のある方や、作成が難しい方は、司法書士や土地家屋調査士などの専門家に依頼することを検討してください。

釧路司法書士会においても無料法律相談会を実施しています。

(相談フリーダイヤル 0800-800-3946)

釧路司法書士会

検索

釧路土地家屋調査士会

検索

## 補正の可能性があります

登記申請後の審査の結果、訂正や書類の追加提出が必要になることもあります。

手続案内は、登記の完了を保証するものではありません。

## 事前の審査はできません

係員が申請前の書類に不備がないかを判断することはできません。

内容の審査は、登記申請後に登記官が行います。

## ご本人様の利用に限ります

申請人本人（親族・従業員）のご利用に限ります。本人確認をしていますので、御協力をお願いします。

司法書士や土地家屋調査士の資格を持たない者が代理人となり登記申請をした場合、刑罰が科されることがあります（司法書士法第73条。土地家屋調査法第68条）

釧路地方法務局